

教育委員会 8 月定例会議事録

会議名 教育委員会 8 月定例会
開催日 平成30年 8 月30日（木）午後 3 時00分～午後 4 時01分
開催場所 本庁 2 階 第 1 会議室
出席者 高須教育長、真野教育長職務代理者、藤田委員、玉井委員、坂本委員、秋元委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、有山教育監、野呂教育監、良社会教育部長、宮永学校教育部次長兼施設給食課長、藏守社会教育部次長兼社会教育課長、青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、高宮教育政策総務課長、若林学務課長、山口教育指導課長、遠藤教育研修センター所長、玉川社会教育課長、寺西文化スポーツ室課長、尾崎中央図書館長、川原青少年課長、田中青少年課長、河野（教育政策総務課担当）

○高須教育長

ただ今から、教育委員会 8 月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、玉井委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 4 件、議決事項が 3 件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

まず、教育委員会定例会の議案書でございます。また、別冊資料としまして、報告第17号、市長からの意見聴取について、議案第29号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第30号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について、寝屋川文化芸術祭のチラシでございます。

なお、教育長及び委員の皆様には、報告第16号に関する資料を配付しております。

当資料につきましては、個人情報の内容が含まれた資料ですので、会議終了後、机上に置いてお帰りください。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書 1 ページ・2 ページ、7 月・8 月教育委員会一般事務報告について

てお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

7月・8月の一般事務報告をいたします。

行事関係の報告でございまして、まず、8月2日にねやがわプールの「ねやぷ～」の教育長及び委員の視察を田井小学校で行いました。

次に、本日8月30日に、教育委員懇話会、教育委員会8月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。7月10日から8月16日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で20件ございました。

そのうち新規は1件でございます。内容につきましては、知的・発達が気になる中学生、高校生の保護者に、自立に向けた早期からの就職準備の重要性をテーマにした講演会でございます。

その他、継続の後援が19件ございました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、若林課長。

○若林学務課長

8月の一般事務報告をいたします。

まず、7月27日付けで施行しております、寝屋川市通学費支給要綱の一部改正につきましては、より適切な通学費支給事務を行うため、転出入の児童に対する通学費の取扱い及び支給決定の取消し等の規定を新たに設けたものでございます。

続きまして、8月29日に第1回寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会を開催させていただきました。教育長からの委嘱状の交付の後、互選により、委員長に日浦委員、副委員長に竹内委員の選出をいたしました。その後、プログラム内容について審議をさせていただきました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、蔵守次長。

○蔵守社会教育部次長兼社会教育課長

8月28日に平成30年度第3回社会教育委員会議を開催させていただいております。

内容につきましては、社会教育部所管事業についてとして、今回は文化スポーツ室

の事業に関し、意見交換を行い、また9月7日に和歌山市で開催される近畿地区社会教育研究大会への参加の詳細確認を行いました。その他としまして、第5次寝屋川市総合計画と、社会教育推進計画の関係性及び第6次総合計画の策定と、次期の社会教育推進計画への取組についての確認を行いました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

7月・8月の一般事務報告をさせていただきます。

8月1日に教育研修センターにおきまして、校長夏季研修会が開催されました。教育長より御挨拶の後、藤田委員より御講話をいただくとともに、校長会の課題別研修部会より現状と今年度の取組報告が行われました。

また、8月7日付けで、寝屋川市教育情報ネットワーク管理運営要綱の一部改正を行いました。フラッシュメモリー等が普及していることから、記憶媒体の定義を明記するとともに、セキュリティ事故防止に向け、利用者がデータを安全な場所に保管することなどを明記したものでございます。

また、8月28日に平成30年度生活指導夏季研修会がエスポアールで開催されました。

全体会では実践報告といたしまして、「特別活動を通じて育つ寝屋川の子供たち～小学生サミットの取組より～」をテーマといたしまして、児童会担当教員からの実践報告と、大阪樟蔭女子大学の講師、田中善大様より「子供の『できた!』を引き出すポジティブ行動支援～望ましい行動を学ばせる取組について～」というテーマでの御講演が行われました。

また、本日8月30日に学童水泳記録会が開催されております。これは各小学校の5、6年生が参加をし、児童一人一人の泳力の向上と体力づくり、また同じ中学校区の小学校間の交流と連携を図ることを目的といたしまして、取り組んでおるものでございます。今年度につきましても、全ての小学校が参加をしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、3ページ、8月・9月教育委員会行事計画書についてお伺いいたします。事務局から、何かございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

まず、教育行政事務の点検及び評価に関する会議の第1回目を明日8月31日に、第

2回目を9月3日に実施させていただく予定でございます。

次に、9月3日から21日まで開催されます9月市議会定例会でございますが、12日から14日まで一般質問が行われます。

最後に、9月27日に教育委員懇話会、教育委員会9月定例会の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、御出席を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

8月・9月の行事計画を報告させていただきます。

9月29日に中学校の体育大会が、9月30日に小学校の運動会が開催されます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

体育大会等は、春開催と秋開催とに分かれています。議員や委員の方々から、どちらで開催の方が熱中症に関して有効であるのかというような話も少し出ています。教育指導課として、そのような見解は持っていますか。これから検討していくのですか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

今年度でしたら、36校のうち、半々の開催状況でございます。春開催が18校、秋開催も18校という状況であります。

春開催でありましても、これは子供たちの状況等も見ながら、練習等は行っておりますが、秋開催についても、今回の暑さを踏まえまして、どちらがいいのかということについては、次年度の計画を立てる中で、各校において、課題も踏まえ、検証をするような状況でございます。教育指導課から春開催であるとか、秋開催であるとかということについては、特に御示しをしていないのが現状でございます。

○高須教育長

はい。

学校が開催の時期を決定することについては、理解できますが、どちらの開催が良いのかというようなことは、やはりある程度、何か資料を集めるとか、あるいは医学的な資料を集めるとか、学校と一緒に行っていただきたいと思っておりますので、検討をしてください。

ほかに、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございますか。

はい、寺西課長。

○寺西文化スポーツ室課長

お手元に配付しておりますチラシについて、御説明をさせていただきます。

11月3日から4日まで開催されます、寝屋川文化芸術祭に関するチラシでございます。11月3日午前10時から市民会館で式典及び直木賞作家の門井慶喜氏の講演会を開催いたします。委員方には、御案内を差し上げますので、御出席をお願いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

御質問はございませんか。

はい、真野教育長職務代理者。

○真野教育長職務代理者

7月・8月の教育委員会一般事務報告において、少し質問したいことがありまして、少し後戻りしますが、ねやがわプールの件です。

8月2日に、私も拝見いたしました。子供たちの楽しむ姿というのが非常に印象的でした。当初、やはり安全面でいろいろと心配する点もありましたが、大きな事故の報告も聞いていないので、これも関係者の皆さんのおかげかなと思っています。本当に、酷暑というか猛暑の中、真っ黒になりながら本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

ただ、実際にやってみて見た中で、何か新たに出てきた課題とか、そのようなものがありましたら、少し報告していただけたらと思います。あるいは参加者がどれだけ集まったのか教えてください。

○高須教育長

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

最終的には5,062名の方に御参加いただいております。申込者が6,290名ほどいらっしゃり、約8割の方が、当日御出席はされました。

真野教育長職務代理者もおっしゃるように、7月の末ということで、もう連日猛暑でございまして、湿球黒球温度であるWBGTといいます暑さ指数や熱中症指数を表すものも設置しながら、また雷レーダーも設置しながら、安全対策を行いまして、テントの下でも41.1度というような状況ではありましたが、実際に熱中症指数でいうと、そこまではいっていないような現状でした。

また、別途、熱中症対策といたしまして、待機するテントを伸ばしたり、そこにミストを置いたり、あるいは学校の蛇口から出てくる水を地下を通っている直圧の水道管から分岐をとって、できるだけ冷えた水を提供したりするなど、常にプールの中に手を入れて、少し温かければすぐに水を補充するなどを行いました。ただ、これは課

題ですが、要は垂れ流し状態になっていますので、できるだけ学校の排水の近くに設営をさせてもらっていましたが、終わった後、シートを撒けたというのがありました。ただ、この辺はスポーツ振興連盟にも少し依頼をしております、その次の日に学校長との相談をさせていただく中で、全てグラウンドも整地をさせていただいて、学校には、きっちりとした形でお返しはできたかと思えます。

大きな課題といたしましては、今回、多くの教育委員会事務局の職員にも御協力いただきましたが、初めての事業で、やはり市職員として、安全対策をしっかりとやっていく必要もあろうかというのと、思った以上にやはりスタッフの確保というのが、どうしても大学生を見ても、前期の試験と重なっている期間でありましたので、少し難しかったかなというのはあります。

早目に手立てを講じる中で、職員の負担もかなり大きかったのもので、次年度は少しその辺りを軽減させていただくというのを考えております。文化スポーツ室で主に携わっていた人間、私を含めて3名は、連続15日間勤務というような状況になりましたので、例えば土日、金土日に開催をして、その翌週にまた金土日で開催すると、4日間の休める期間が出てくると思いますので、今後はこの辺りを少し考えていかなければならないかと思っております。やはり職員の負担も非常に大きいですし、経費的にも職員を担当者にすることで、報償費が抑えられたということもありますが、やはりそれではあまり良いということではないので、その辺りを課題として考えております。

また、いろいろテレビにも映していただき、寝屋川市で子供たちにこのような遊べる場を提供できたということで、子供たちの思い出作りにもつながり、成果として形として残せたということが、我々にとっては、実施をしてよかったなというような思いがあります。

以上でございます。

○真野教育長職務代理者

ありがとうございます。さらにまた、子供たち、保護者の希望も聞いていただき、お互いにいろいろまた出てくるかもしれないと思いますが、結構な費用も掛かっていると思いますので、費用代等も含めて、課題等をしっかり押さえて、総括をきっちりやっていただきたいと思えます。もちろんそうされると思えますが、よろしく願います。

○高須教育長

それでは、ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、8月・9月教育委員会行事計画書については、予定どおりよろしくお願いいたします。

次に4ページでございます。

報告第16号、職員の分限処分についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第16号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告するものでございます。

内容につきましては、5ページを御覧ください。

本職員は給食調理員で、平成30年8月26日まで病気休暇を取得しておりましたが、この度、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、平成30年8月27日から平成30年9月26日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第16号、職員の分限処分については、報告どおり決めます。

次に、6ページでございます。

報告第17号、市長からの意見聴取についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第17号、市長からの意見聴取について、9月市議会定例会において提出される教育委員会に係る議案につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、教育長において異議ないものとして臨時に代理したので、教育委員会に報告するものでございます。

それでは、当議案の内容につきまして、一括して説明いたします。

まず、平成30年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定（教育委員会関係分）について、御説明申し上げます。

別冊資料の1ページをお開きください。

これは、平成29年度歳入歳出決算書の教育委員会に関わる部分の抜粋でございます。

まず、1決算における教育費ですが、平成29年度決算額は、58億7,872万1,000円でございます。対前年度比、103.3パーセントでございます。

次に、3教育費の項別の内訳でございますが、歳出教育費における項別の金額は、教育総務費、10億766万1,000円、小学校費、19億400万5,000円、中学校費、10億6,659万8,000円、幼稚園費、4億5,157万5,000円、社会教育費、13億644万5,000円、社会体育費、1億4,243万7,000円となっております。

続きまして、主要な事業につきまして、御説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては、新規事業及び拡充事業を中心に、主要な施策の成果に基づき説明をさせていただきます。

まず、5ページでございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育委員会総務費〔教育環境の整備・充実〕の

5 ページ、3-(4)旧明德小学校校舎等の活用経費、1,243万7,533円につきましては、公共施設を有効かつ効率的に活用するとともに、中核市移行に伴う研修等の充実を図るため、教育研修センターの旧明德小学校への移転に向けた取組を実施したものでございます。

続きまして、7 ページでございます。

目：教育指導費〔学ぶ力の育成〕4-(2)の中間辺りですが、中学校休業日等学習支援事業、5,201万9,280円につきましては、中学校での授業時間外に、民間事業者による生徒の状況に応じた学習支援を実施するとともに、課題の提示により家庭学習とも連動した自学自習できる環境を整えることで、生徒の学力向上を図るものでございまして、平成29年度より、対象者を希望する中学3年生から希望する全中学生に拡充したものでございます。

続きまして、9 ページでございます。

目：教育研修センター費〔学ぶ力の育成〕、2 英語村（英語力向上プラン）事業、499万3,963円につきましては、英語だけでコミュニケーション活動を行う英語村（英語力向上プラン）事業を実施し、児童・生徒の英語を学ぶ意欲、コミュニケーション力の育成等を図ったものでございます。

続きまして、13 ページでございます。

項：小学校費、目：教育振興費〔教育環境の整備・充実〕1-(1)、義務教育就学奨励費、1億7,155万9,087円につきましては、経済的事情により、就学が困難と認められる小学校に通学する児童の保護者を対象に援助を行うもので、平成29年度は、入学準備金を一人当たり2万470円から4万600円に増額、また、対象者に平成30年度市立小学校就学予定者の保護者に加え、小学校入学前に入学準備金を支給し、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図ったものでございます。

続きまして、14 ページでございます。

1-(2)特別支援教育就学奨励費、861万5,722円につきましては、支援学級に就学する児童の保護者及び通常の学級に就学する障害のある児童の保護者に対し、所得に応じて就学奨励費を支給し、特別支援教育の円滑な実施を図ったものでございます。

続きまして、16 ページでございます。

目：学校給食費〔教育環境の整備・充実〕1-(1)小学校給食調理業務委託料、1億4,596万3,226円につきましては、小学校給食調理業務の民間委託を行い、安全・安心な学校給食を提供するとともに、平成29年度より第2学期の授業時間数増加に伴う給食の提供を行ったものでございます。

続きまして、19 ページでございます。

項：中学校費、目：教育振興費〔教育環境の整備・充実〕1-(1)義務教育就学奨励費、1億7,424万6,954円につきましては、小学校と同じく、経済的事情により、就学が困難と認められる中学校に通学する生徒の保護者を対象に援助を行うもので、平成29年度は、入学準備金を一人当たり2万3,550円から4万7,400円に増額し、また、認

定済みの小学校6年生の保護者に対して、中学校入学前に入学準備金を支給し、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図ったものでございます。

続きまして、1-(2)特別支援教育就学奨励費、378万4,634円につきましては、支援学級に就学する生徒の保護者及び通常の学級に就学する障害のある生徒の保護者に対し、所得に応じて就学奨励費を支給し、特別支援教育の円滑な実施を図ったものでございます。

続きまして、21ページでございます。

目：学校給食費〔教育環境の整備・充実〕、1-(1)中学校給食調理業務委託料、2億5,189万1,895円につきましては、中学校給食調理業務を民間調理場活用方式で行い、平成29年度より第2学期の授業時間数増加に伴う給食の提供を行ったものでございます。

続きまして、24ページでございます。

項：幼稚園費、目：教育振興費〔教育環境の整備・充実〕の1-(2)私立幼稚園就園奨励費補助金、2億5,845万7,800円につきましては、私立幼稚園に通園する園児を対象に補助金を交付し、私立幼稚園における教育に係る保護者の経済的負担を軽減したものでございます。

続きまして、26ページでございます。

項：社会教育費、目：社会教育総務費〔文化の振興〕、1-(1)-(キ)囲碁・将棋活動推進事業、128万3,000円につきましては、伝統文化の継承、世代間交流及び文化活動を担う後継者の育成を推進するため、囲碁・将棋に関する教室等を開催したものでございます。

次に、29ページでございます。

目：成人教育費〔青少年の健全育成〕1-(4)子どもへの暴力防止プログラム実施事業、317万2,000円につきましては、子供の人権意識の高揚を図るため、子供が暴力から自分の心と体を守るための予防教育プログラムを実施したものでございます。

次に、32ページでございます。

目：図書館費〔生涯学習の充実〕3-(1)-(イ)読書通帳等印刷、45万9,000円につきましては、子供が読書に関心を持つきっかけづくりとして、手書き式読書通帳を作成、配布したものでございます。

また、その下段にあります3-(1)-(エ)その他報償費、39万円につきましては、子供の読書活動を推進するため、教諭等を対象に、ビブリオバトルの進め方等に関する講習会を開催したものでございます。

以上でございます。

続きまして、平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）につきまして、御説明いたします。

46ページを御覧ください。

歳出でございます。

款：教育費、項：社会教育費、目：留守家庭児童会費、補正額16万3,000円につきましては、平成29年度実績報告に基づく国庫交付金の償還金でございます。

説明は以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

それでは、ただ今の報告を受けまして、順次、御質問をお受けいたします。

始めに、平成29年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定（教育委員会関係分）について、御質問はございませんか。

はい、藤田委員。

○藤田委員

別冊資料24ページ、(2)私立幼稚園就園奨励費補助金の部分について、質問です。

満3歳と3歳は、どのように違うのですか。

○高須教育長

はい、若林課長。

○若林学務課長

就園奨励費補助金につきまして、満3歳というのは、3歳になった誕生日以降4月1日までの園児であり、3歳というのは、4月2日時点で3歳になっている園児でございます。

○高須教育長

藤田委員、よろしいですか。

○藤田委員

ありがとうございました。

○高須教育長

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第17号、市長からの意見聴取については、報告どおり決めます。

では次に、7ページでございます。

報告第18号、個人情報開示拒否決定に係る審査請求に対する審査請求人への補正についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第18号、個人情報開示拒否決定に係る審査請求に対する審査請求人への補正については、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告するものでございます。

内容につきましては8ページを御覧ください。

本件につきましては、平成30年3月22日に、平成29年5月26日に行われました市立第五小学校の運動会の開会式の記録及び平成30年3月16日に行われた市立第五小学校の卒業式の記録に係る2件の個人情報開示請求があり、いずれの開示請求に対しても、平成30年4月5日に個人情報開示拒否決定を行いました。平成30年7月10日付けで審査請求書が郵便で提出されました。

しかし、当該審査請求書について、不備があること等から、行政不服審査法第23条の規定により、審査請求人として審査請求を行った者に対して、当該審査請求書の補正を命じ、通知を行ったものでございます。

審査請求書の不備及び補正の内容について具体的に説明させていただきます。

本件審査請求につきましては、審査請求に係る本人に代わって、代理人によって審査請求をするものですが、行政不服審査法上、審査請求における記載事項として、審査請求人の氏名及び住所が規定されており、代理人によって審査請求をする場合は、審査請求人の氏名及び住所に加えて、代理人の氏名及び住所が記載事項として規定されております。

本件審査請求書においては、審査請求人の欄に、代理人の氏名及び住所の記載はありますが、審査請求に係る本人の氏名及び住所の記載がない点が不備があることから、当該審査請求に係る本人の氏名及び住所の記載を求めるものでございます。

続きまして、9ページの2でございますが、行政不服審査法上、代理人が審査請求する場合においては代理人の資格を証明する書面の添付が必要ですが、審査請求時においては当該書面の添付がありませんでした。

よって、本件においては、審査請求に係る本人は未成年の者であることから、代理人の資格を証する書面として戸籍謄本（全部事項証明書）の添付を求めるものでございます。

続きまして、9ページの3でございますが、審査請求に係る処分の日と審査請求に係る処分があったことを知った日が10日違うため、その理由を確認するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第18号、個人情報開示拒否決定に係る審査請求に対する審査請求人への補正については、報告どおり決めます。

次に、10ページでございます。

報告第19号、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

はい、若林課長。

○若林学務課長

ただ今御上程いただきました報告第19号、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会委員の委嘱及び任命につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告するものでございます。

11ページを御覧ください。

委嘱した委員につきましては、表のとおりでございまして、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会規則に基づき選任したものでございます。

任期につきましては、平成30年8月29日からプログラムの策定の日までとしております。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第19号、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会委員委嘱及び任命については、報告どおり決めます。

次に、議決事項に移ります。

12ページでございます。

議案第29号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、若林課長。

○若林学務課長

ただ今御上程いただきました議案第29号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、未婚のひとり親を寡婦又は寡夫とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例に係る子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令について、平成30年9月1日に一部改正が予定されていることから、同規則の一部改正を行うものでございます。

説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、別冊議案第29号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則についての3ページの新旧対照表において御説明いたします。右側が現行、左側が改正案でございます。

備考につきまして、備考2の次に備考3と備考4を新たに加え、備考3を備考5とし、備考4を備考6とし、備考5を備考7とし、備考6を備考8とし、備考7を備考9とするものでございます。

備考3につきましては、園児の保護者である父母が、婚姻によらないで母・父となった女子・男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の

事情にある場合を含む。)をしていないものについて、寡婦又は寡夫とみなして幼稚園保育料算定を行うものでございます。

備考4につきましては、園児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。)の区域内に住所を有する者である時は、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、幼稚園保育料算定を行うものでございます。

また、備考5、6について文言整理をしております。

なお、附則といたしまして施行期日につきましては、この規則は平成30年9月1日から施行するものとし、また、経過措置といたしまして、この規則による改正後の寝屋川市立幼稚園条例施行規則別表第2の規定は、平成30年9月以後の月分の保育料について適用し、同年8月以前の月分の保育料については、なお従前の例によるものとしております。

さらに、準備行為といたしまして、新規則の規定に基づく保育料の決定等の準備行為は、この規則の施行の前日においても行うことができることとしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第29号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、13ページでございます。

議案第30号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、若林課長。

○若林学務課長

ただ今御上程いただきました議案第30号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、未婚のひとり親を寡婦又は寡夫とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例に係る子ども・子育て支援法施行令の一部改正をする内閣府令について、平成30年9月1日に一部改正が予定されていることから、同規則の一部改正を行うものでございます。

説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、別冊議案第30号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則についての3ページの

新旧対照表において御説明いたします。右側が現行、左側が改正案でございます。

備考につきまして、備考3と4の文言を整理し、備考8を修正し、備考9を新たに加えるものでございます。

備考8につきましては、園児の保護者である父母が、婚姻によらないで母・父となった女子・男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものについて、寡婦又は寡夫とみなして補助金算定を行うものでございます。

備考9につきましては、園児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者である時は、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、補助金算定を行うものでございます。

なお、附則といたしまして施行期日につきましては、この規則は平成30年9月1日から施行するものとし、また、経過措置といたしまして、この規則による改正後の寝屋川市私立幼稚園保育料補助金交付規則別表の規定は、平成30年度以降の年度分の補助金について適用し、平成29年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例によるものとしております。

さらに、準備行為といたしまして、新規則の規定に基づく保育料の決定等の準備行為は、この規則の施行の前においても行うことができることとしております。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第30号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、14ページでございます。

議案第31号、平成30年度全国学力・学習状況調査結果の公表についてを議題といたします。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案31号、平成30年度全国学力・学習状況調査結果の公表について、平成30年度全国学力・学習状況調査の結果公表の方法について決定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市教育委員会が、教育施策の改善を図るという調査の目的を達成するとともに、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすためでございます。

ます。

それでは、平成30年度の結果公表の方法につきまして、資料をもとに説明をさせていただきます。

結果公表につきましては、昨年度同様、広報ねやがわによる公表を考えております。

それでは、15ページ・16ページを御覧ください。

広報紙面のイメージ図という形で、御示しをさせていただいております。

まず、15ページ、上段右側になりますが、こちらに公表の理由、市全体の結果の概要と分析、15ページ下段、左側になりますが、これ以降に中学校区ごとの取組と各校区ごとの結果概要、分析を示すとともに、全国の平均正答率を1とした場合の各校の数値をデータ比較の形で示させていただいております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第31号、平成30年度全国学力・学習状況調査結果の公表についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会8月の定例会を終了させていただきます。